

手術の施設基準届出に伴う実施件数について

当院は、厚生労働省北海道厚生局長に次の手術料の施設基準に適合する届出を行っており、届出にかかる手術の前年の手術実施件数は下記のとおりです。

1. 厚生労働省北海道厚生局長への届出事項
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
2. 届出を要する手術の前1年間(令和6年1月～令和6年12月)の当院の手術実施件数(届出を要しない手術の実施件数は表示していません。)

(1) 区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	95	件
イ 黄斑下手術等	0	件
ウ 鼓室形成手術等	0	件
エ 肺悪性腫瘍手術等	4	件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	1	件

(2) 区分2に分類される手術

ア 靭帯断裂形成手術等	3	件
イ 水頭症手術等	33	件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ 尿道形成手術等	13	件
オ 角膜移植術	0	件
カ 肝切除術等	20	件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	17	件

(3) 区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等	1	件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	2	件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	件
エ 母指化手術等	0	件
オ 内反足手術等	0	件
カ 食道切除再建術等	2	件
キ 同種死体腎移植術等	0	件

(4) 区分4に分類される手術

腹腔鏡下手術等	463	件
---------	-----	---

(5) その他

人工関節置換術	113	件
乳児外科施設基準対象手術	0	件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	59	件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び 対外循環を要する手術	44	件
経皮的冠動脈形成術	14	件
急性心筋梗塞に対するもの	3	件
不安定狭心症に対するもの	3	件
その他のもの	8	件
経皮的冠動脈粥種切除術	0	件
経皮的冠動脈ステント留置術	105	件
急性心筋梗塞に対するもの	23	件
不安定狭心症に対するもの	13	件
その他のもの	69	件
大腿骨近位部骨折後48時間以内に実施した手術	32	件

令和7年4月